

福島県国土利用計画の策定及び福島県土地利用基本計画の改定について

1 現福島県国土利用計画について

- 県国土利用計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第7条に基づく計画で、限られた資源である県土の有効利用を図ることを目的として策定されるもので、県土利用の方向性を示し、土地利用に関して他の計画の基本となるもの。
- 策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴くこととされている。（法第7条第3項）
- 現行の県計画は、県土利用の指針となる計画として、平成22年に策定された第5次計画を東日本大震災からの復旧・復興・再生に向けて平成25年に見直した計画である。基準年次を平成22年、目標年次を令和2年としている。

2 次期福島県国土利用計画策定の考え方

1 策定に当たっての基本的な考え方

現計画に基づく県土利用に関する施策や取組の達成状況などを踏まえつつ、新たな時代の流れや社会情勢の変化を的確に捉えながら、引き続き次の視点を重視した計画とする。

- 未曾有の複合災害からの復興の進捗状況を踏まえ、豊かな生活や生産が展開される場としての 県土の魅力を高め、より良い状態で次世代へ引き継いでいく ために 計画的な土地利用 を推進する。
- 急速な人口減少と少子高齢化の進行等に伴い、耕作放棄地や低未利用地の増加など、県土管理水準の低下が大きな課題となっていることから、限りある県土資源の有効利用と適切な管理を図るなど、活力ある県土づくり を推進する。
- 地球温暖化の進行や異常気象等を背景とした自然災害が深刻化していることから、防災や減災対策の強化など、県土の安全性を高める土地利用 を推進する。
- 自然環境を保全しながら、低炭素型社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入を促進するなど、自然と調和し、環境負荷低減を重視した 持続可能な社会の実現に向けた土地利用 を推進する。
- 土地利用の不可逆性や多面的機能に配慮しつつ、慎重かつ計画的な土地利用の転換 を図りながら、人の営みと自然の営みが調和した、美しくゆとりある県土利用 を推進する。

2 計画の期間

- 策定年次（令和3年）から10年間とする。
 - ・ 県計画の上位計画となる新たな総合計画策定と整合を図る。
 - ・ 県計画の基本となる全国計画の計画期間が10年間であること。

3 県国土利用計画と県土地利用基本計画との統合の検討

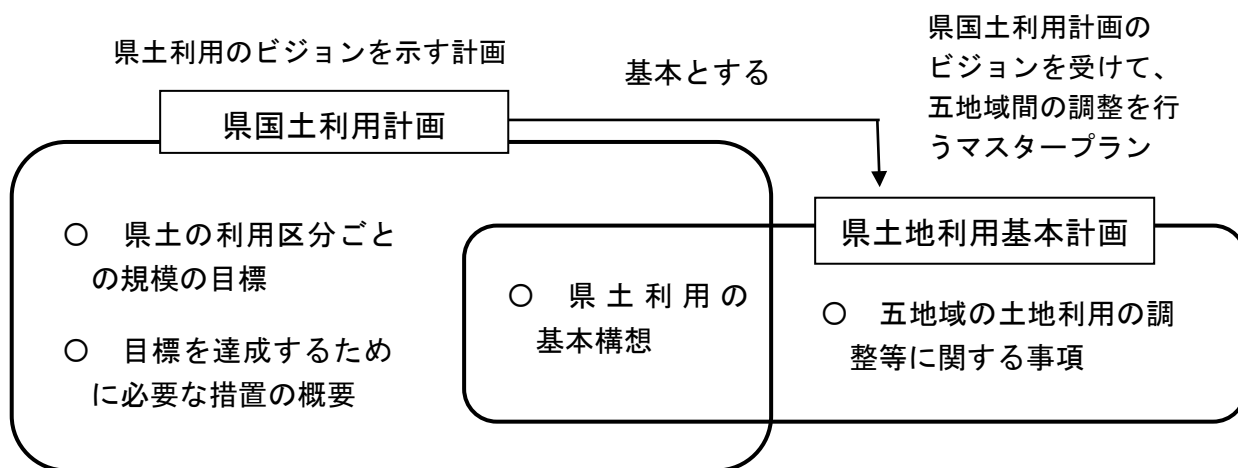
- 県土地利用基本計画は、次期県国土利用計画策定に合わせて統合を検討する。

《統合の理由》

- ・ 県国土利用計画と土地利用基本計画の内容が重複すること。
- ・ 計画が一つになることで、土地利用行政に携わる市町村や関係機関等において、分かりやすくなること。

※全国的にも新潟県、茨城県など11県が既に両計画の統合を行っている。

4 県国土利用計画と県土地利用基本計画の関係

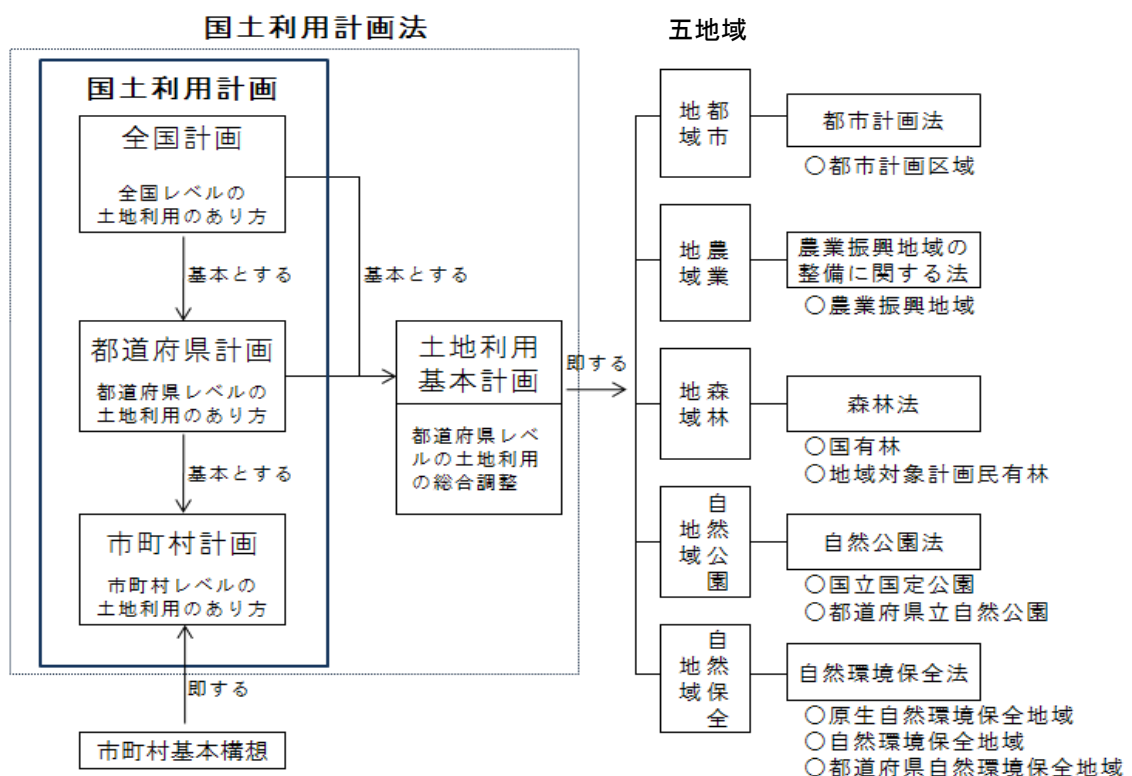


【土地利用基本計画とは】

- 土地利用基本計画は、法第9条に基づき、国土利用計画(全国計画及び都道府県計画)を基本として定められ、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を定め、その地域を地図上で記した計画を中心とし、五地域相互の土地利用の調整について定めたもの。
- 平成14年3月に県土地利用基本計画策定(平成25年4月改訂)
- 策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴く。(法第9条第10項)

【イメージ図】

国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系



5 県民等への広報・意見聴取方法

1 県民向け		
実施方法		実施時期
① 県政世論調査	内容：県土利用上の課題や今後の土地利用等について	令和元年7月～11月
② パブリックコメント	中間整理案について意見徴収を行う。	令和2年8月頃

2 市町村向け		
実施方法		実施時期
① 市町村へアンケート	内容：各市町村における土利用上の課題や今後の土地利用等について	令和元年6月～7月
② 各市町村長との意見交換	各市町村長との意見交換を行う。	令和元年8月～12月頃 令和2年5月～6月頃
③ 市町村意見照会－1	計画素案について、市町村へ意見照会を行う。	令和2年5月頃
④ 市町村意見照会－2	中間整理案について、市町村へ意見照会を行う。	令和2年7月頃